

【立地企業に対する税制上の優遇措置等】

摘要基準(万円以上)		措置範囲	措置事項	摘要期間
地域経済牽引事業計画の承認を得た事業者 新規設10,000(一部5,000) (企業立地促進法)	土地 ※取得日から1年以内に建設の着手があった土地	固定資産税	課税免除	3箇年
	家屋又は構築物	固定資産税	課税免除	3箇年
特定業務施設を整備する認定事業者 3,800(中小企業1,900) (地域再生法)	法17条の2第1項第1号事業(移転型)	固定資産税	課税免除	3箇年
	法17条の2第1項第2号事業(拡充型)	固定資産税	不均一課税	3箇年

【川北町における補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置】

条例名	制定年月	対象要件	内容
川北町工場、事業場設置奨励に関する条例	昭和37年8月 平成 2年4月改正	1. 新設されたた固定資産課税標準額が5億円以上のもの	奨励金 町民税及び固定資産税に相当する金額の範囲内
		2. 常時使用する従業員の数が30人以上のもの	
		3. 増設された固定資産課税標準額が3億円以上のもの	
		4. 上記以外で特に町長が認めるもの	